

高和渠公報

発行
 高知県
 高知市丸ノ内
 一丁目2番20号
発行日
 毎週2回
 (火曜日・金曜日)

目次

	ページ
規 則	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要	(経営支援課) 2
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正	(港湾・海岸課) 2
公 告	
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(9・25揭示) 2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(〃) 2
落札公告	
○落札者等の公告	(会計管理課) 2

規則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

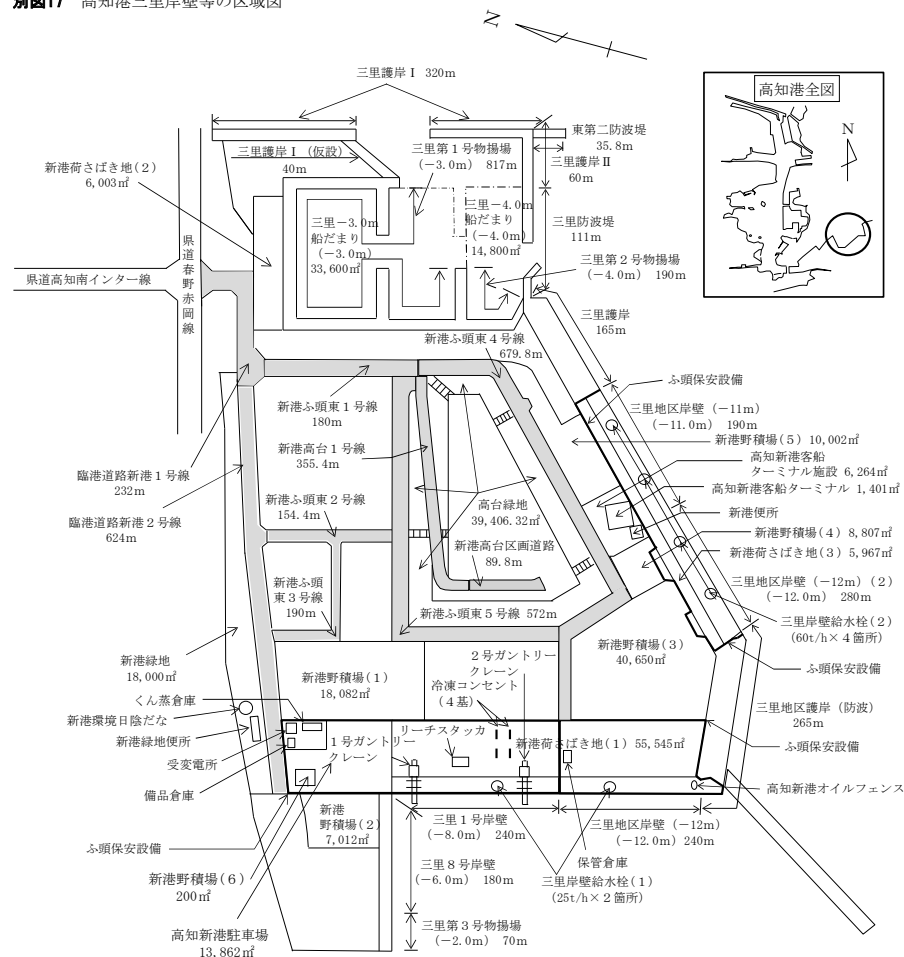
令和6年10月22日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第75号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



備考 三里地区岸壁（-12m）（2）は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁（-12m）②を示す。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ----- 告 示 ----- 高知県告示第637号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 令和6年10月22日 高知県知事 濱田 省司 1 法第8条第2項の規定により聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 令和6年5月高知県告示第382号 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテ高知店 高知市東雲町6ほか 3 意見の概要 （1）北側出入口について 北側出入口を設置する場所は、住民の生活区域で密集地である。さらに、北側出入口の道路は通学路であり、少し西に行くと一方通行になっている。この道路の道幅は一方通行の道幅と同じで、車が1台通行できる程度であるため、車が行き違う際には、どちらかの車が止まって行き違いをしなければならず、歩行者はいつも車を避けながらぎりぎりで行っている。また、電柱が何本も立っており、その電柱の所ではいつ事故が起こるか分からない状態である。 株式会社ドン・キホーテは、説明会において上記のような現状を承知した上で、利用者の利便性が高いという理由だけで北側の出入口を設置しようとしている。現状を机上の書類だけで判断するのではなく、現地を視察して道幅の測量を行い、実際の信号交差点における交通予測については高知県警に聴取の上検討してほしい。 （2）営業時間について 24時間営業に関しては、住民の生活区域であることを考えれば、当然深夜・早朝の風紀等から自粛してほしい。 高知県告示第638号 昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。 令和6年10月22日 高知県知事 濱田 省司 表の高知港の港湾環境整備施設の項中「面積30,544㎡」を「面積39,406.32㎡」に改める。	----- 公 告 ----- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。 令和6年10月22日 高知県知事 濱田 省司 役名 氏 名 住 所 理事 岩佐 宏之 安芸市川北甲4491番地 ----- 選挙管理委員会告示 ----- 高知県選挙管理委員会告示第56号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,534人である。 令和6年9月25日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 高知県選挙管理委員会告示第57号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,777人である。 令和6年9月25日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 高知県選挙管理委員会告示第58号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 令和6年9月25日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 高知市選挙区 89,472人 室戸市・東洋町選挙区 4,125人 安芸市・芸西村選挙区 5,646人 南国市選挙区 12,894人 土佐市選挙区 7,299人 須崎市選挙区 5,540人	宿毛市・大月町・三原村選挙区 7,146人 土佐清水市選挙区 3,588人 四万十市選挙区 9,098人 香南市選挙区 9,161人 香美市選挙区 7,094人 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 2,833人 長岡郡・土佐郡選挙区 2,973人 吾川郡選挙区 7,537人 中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区 8,638人 佐川町・越知町・日高村選挙区 6,275人 黒潮町選挙区 2,935人 ----- 落 札 公 告 ----- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 令和6年10月22日 高知県知事 濱田 省司 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 室戸高等学校外44校で使用する電気 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号 3 落札者を決定した日 令和6年10月9日 4 落札者の氏名及び住所 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地 5 落札金額 240,035,351円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 令和6年8月20日
---	--	--